



京都市文化観光資源保護財団

会報

NO. **94** 2007.11.1

もくじ

特集

京都の伝統民家と町家 2

描かれた京町家

京都府立大学教授 大場 修 8

寄稿

技に出会う

—文化財建造物の保存修理現場から—
京都府教育庁指導部文化財保護課
文化財専門技術員 鶴岡典慶 11

保護財団の活動



第1節 京町家の誕生

京町家はいつどのように誕生したのか。この疑問は、建築史を専門にするものならば誰もが関心を寄せる大きなテーマである。長く日本の都であり続けた京都。その町家の原点を探る試みは、日本人の都市住居の源流を訪ねることに他ならない。

もとより町家は、それが立地する都市と不可分な関係にあり、町家は都市の発展に伴い成立した。京町家を知るためには、京の都の史的理理解が欠かせない。

建築史には都市史という分野がある。都市の歴史について、文献史学や考古学などと協同しつつ様々な視点から探る学問である。近年、都市史研究の進展はめざましいが、この分野では町家に対する関心は高く、古代や中世、近世初頭の京町家がどのようなものであったのか、常に議論されてきた。京町家の形成論は、都市史の研究者によって、考古学の成果も取り込みながら大きな成果をあげつつある。

今回は、建物が残らないためにその実態がよくわからない近世初頭以前の京町家を訪ねてみたい。そこには、我々の知らない京町家の姿が見えてくる。

平安京以来の都市的発展の中で形成された京町家は、これまでは、平安末から鎌倉にかけて、商業の発展に伴って出来た店舗併用型の住宅で

あると漠然と考えられてきた。これに対して、野口徹氏は、従来町家に対して一般的に持たれてきたイメージである（持家、戸建、主屋）を逆転させ、（供給住宅、長屋、付属屋）という独自のモデルによる形成論を提示した（野口徹『中世京都の町屋』東京大学出版会、1988年）。

野口氏は、「何故、町屋は路に面しているのか、路に面する過程はどうであったのか、この単純な疑問こそ従来もっとも欠けていたものである」と問いかけた。狭小な間口は道に面する理由にならないし、商業的理由と結びつけることも、商業活動が店舗営業の形をまだ成さない平安末期においてはその要因にはならないとして退けた。商業機能は、道に面する住宅形式に後から付随したにすぎないと。その上で、「町屋は、その出発点において、独立した生活単位に対応する独立した住屋ではなくて、そうした住屋を機能面において補完し、物的面において囲む建築物であったからに他ならない。」と主張する。屋敷を囲う垣に代わる建築として、垣部分に挿入される附属屋こそが町家の原型であるというのである。野口氏は、そのためのもっとも単純で伸縮自在な建築として、長屋形式を提起した。

条坊制街区を取り囲む垣に代わる装置として、道に面して設けられた供給型住宅（借家）としての長屋建築こそが、京の町家の源流であると。ここに、従来の通説を覆す画期的な仮説が打ち

出されたのである。野口氏は、町家の形成過程について、もともとは主屋に対して付属屋である面路型の長屋建築が、やがて戸口を独立させ、庇を利用しつつ平面の拡大を伴いながら、住居として自立する過程であると考えた。

さらに、いわゆる「鰻の寝床」と称される零細間口の地割りは、このような先行する建築形式の背後に、土地の権利区分が徐々に発生することで成立したものだと指摘。短冊型地割りは、これまでの通説のように町家を規定する前提条件ではなく、むしろ先に成立した面路型家屋（すなわち町家主屋）に付随して出来たものと考えたのである。

京町家を、平安京の条坊制に立脚した京都独自の歴史的所産としたことは、見方を変えれば京町家を他の地方都市における町家形成とは極めて異なる特殊な存在であると位置付けたことを意味する。他地域の市町や城下町に成立した町家には、形態的には妻入町家など独立性の高い町家が多く存在する。これらは、長屋の分割を主眼とする京都の町家形成論では説明できないからである。

これまで、京町家は日本の町家の代表的存在と見なされてきた。しかし、京町家の特異性が明確に示されたことで、町家形成のストーリーは地域ごとに必要となったのである（宮本雅明『中世京都の町屋』書評、『建築史学』第十一号、1988年）。

第2節 京町家の原型

「年中行事絵巻」は、平安末期（12世紀後半）の京都を舞台に、当時の宮中や公家の年中行事を描いた大絵巻物であるが、京町家の最も



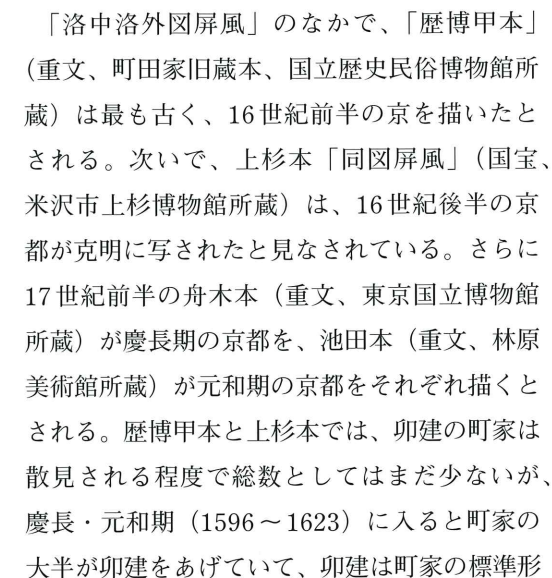
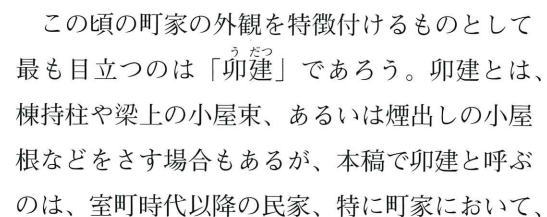
図1 「年中行事絵巻」7巻（京都大学大学院文学研究科所蔵）

古い絵画史料としてもよく知られている。祇園御霊会における、神幸の行列の背後に描かれた細長い建物がそれである（図1）。平入で板葺、切妻造の屋根で、間口、奥行が2間ほどの住戸が並んでいる。これは果たして長屋なのか、戸建て家屋が並んだものなのかは判然とはしないが、それぞれの間口を土間と板敷の間にわけ、板戸の戸口の脇は網代張りの腰壁とする。この図では見えないが、他の場面では、窓は半部で閉じる様子も描かれている。いたって質素で小規模であるが、これこそが京町家の原型である。

注意してみれば、実は部屋の窓から行列を見物するのは公家や僧侶と思しき人々で、庶民の姿はないことがわかる。女性も多く描かれているが、庶民とは見えない容姿である。

高橋康夫氏はこの点に着目して、この建物は御霊会の行列を見物するための臨時の「棧敷」として使われていたと指摘する（高橋康夫『京町家・千年のあゆみ』学芸出版社、2001年）。たしかにこれらは常設の専用棧敷とは考えにくい。すなわち普段は庶民の住居として使われている町家が、住人を一時退去させ臨時の棧敷に

さらに伊藤氏は、近世京都の町家には「ナンド」という専用の寝間を持たない、とも指摘する。我々が近世民家と呼ぶ場合、多くは農家住宅を指しているが、近世の農家には一般に「ナンド」（他に「ネマ」や「ヘヤ」など）と呼ばれる専用の就寝空間を持つ。他地域の町家にはナンドを持つ町家も多く見られるが、京町家は



角屋は、島原を代表する揚屋建築としてよく



写真1 角屋の外観（重文、江戸中期、京都市下京区西新屋敷揚屋町）

知られ、一般的な町家とはやや趣を異にするものの、その華やかな形式は、「洛中洛外図屏風」に見える近世初頭の町家と通ずるものがある。

実は、張り出し式の二階をもつ町家形式は、どういう訳か長野県下の旧中山道沿いに建ち並ぶ町家にも多く見ることができる。妻籠宿や奈良井宿では、この町家形式が一般的で、二階の

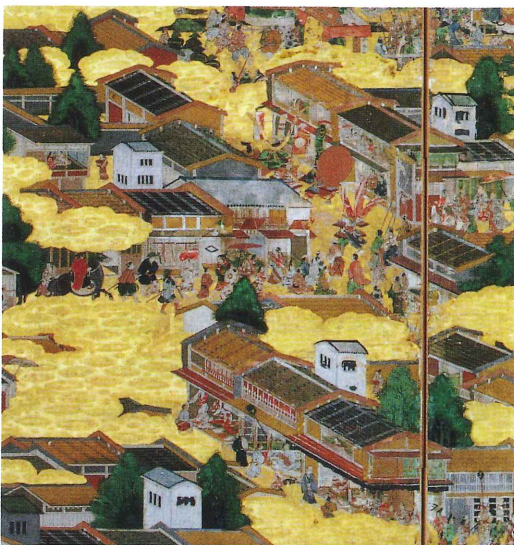


図4 「洛中洛外図屏風」池田本（重文、(財)林原美術館所蔵）



写真2 万屋の外観（妻籠宿、長野県南木曾町）

下に庇を差し掛ける形式も近世初頭の京町家とよく似ている（写真2）。

元和期の京を描く池田本には、興味深い町家が一棟ある。二階の下部に差し掛けた庇の一部が跳ね上げられているのである（図4）。

この図からは、庇は可動式でおそらくは日除けの庇として設けられものと想像される。建築的には付属設備のようなものであったらしい。しかし、その後近世を通してこの庇が固定化され、二階が防犯的な土壁の虫籠窓となるに伴い、二階の張り出しが後退したのであろう。

なお、この頃は、京に限らず堺や大坂においても同様の町並景観が描かれていて、その卯建をあげて建ち並ぶ町家の様は、当時の京町家によく類似する。ここでは坂本門前町（滋賀県大津市）を挙げておこう。「日吉山王祭礼図」（慶長期、1596～1614）は、琵琶湖に臨む日吉大社（大津坂本）の祭りである日吉山王祭の公人衆の行列と、卯建の町家が並ぶ門前の景観を子細に描いている（図5）。近世初頭、近畿地方の多くの町で、京町家に類似する卯建の家並を見いだすことができるのである。



図5 「日吉山王祭礼図」（檀王法林寺蔵、『近世風俗図譜』八 祭礼（一）小学館より）

第4節 鰻の寝床

「洛中洛外図屏風」にみる中世末期から近世初期にかけての洛中の家並は、約120メートル四方の正方形街区の一辺に、実は町家が4・5軒ほどしか並んではない。絵画特有の省略法で描かれているのである。したがって、「洛中洛外図屏風」はどの程度実景として受け取るべきかという問題が、制作年代や景観年時の問題とともに常につきまとう。

とりわけ、同図屏風では京町家の裏屋敷は細かく分けられた様子はなく、便所や井戸など



図6

（重文、国立歴史民俗博物館所蔵）
「洛中洛外図屏風」歴博甲本
（町田家旧蔵本）

が共同利用される状態として描かれている点は、大いに注目される（図6）。いわゆる「鰻の寝床」と呼ばれる短冊状の地割りが、京町家の前提として考えられてきたことと大きく矛盾するのである。

土本氏は、これまで無条件で一体のものと見なしてきた家と屋敷との関係を、いったん概念的に区別する。その上で、通りに面した個々の家に対して、町家背後における未分割の一体的な町域を「屋敷」と見なすことで、その矛盾を説明した（前掲『中近世都市形態史論』）。

屋敷とは、本来は街区で共有する概念であったという。屋敷における個々の町家の間口幅に応じた区分けは、近世京都において急速に進展する。町家の裏地が近世初期に柵や塀により区分され細分化されるに伴い、町家裏手の開口部が大きく開かれ、ハレの場である座敷と一体の庭として成立し普及したのだと、土本氏は17世紀前半の「洛中洛外図屏風」を読み解きつつ論じた。個々の裏庭と座敷との親密な関係は、近世の京において確立したのであり、さらには広く日本の町家形式として定着した。

京町家に関する建築史や都市史分野の研究結果は、我々がこれまで漠然と考えてきた「短冊形地割りに規定された店舗付き住宅」という町家のイメージを根底から覆した。とりわけ近世初頭以前の京町家の構成とその景観は、今日とは大いに異なるものであった。

換言すれば、今日に受け継がれる京町家の完成形は、近世を通して確立されたのである。むしろそこには、町衆の意識の変化や社会規範の確立など、さまざまな要因が背景にあった。

（京都府立大学教授）

文化財建造物の保存修理では、単に傷んだ箇所を直すだけではなく、通常では見えない木の組み方や加工方法等の調査、建物が建てられてから今日に至るまでの変遷を辿るための痕跡や文献等の調査を行い、建造物の有する歴史的・文化財的価値を一層高める作業が行われます。言い換えれば、保存修理の時には、建物に刻まれた先人の技術や考え方等を知ることができる貴重な機会でもあります。したがって、それらの情報をできる限り読み解くために、多くの時間が費やされています。

重要文化財の同志社クラーク記念館（京都市上京区）では、平成15年から約5年の工事期間で半解体修理が実施されており、本年末で完了する予定ですが、この修理期間中にも様々な技法や資料が新たに見つかりました。

「墨（すみ）」

木造建築や建具等の場合、あらかじめ木材を各部材毎に成形加工し、その後組み立てていきますが、その部材加工をするために線を引いたり印を付けることを、「墨を打つ」と言います。一般にその作業は親方（大工の場合は棟梁）が行い、どの材料をどの位置にどのように削ったり切ったりして用いるか木をよく吟味してから墨を打ち、その墨に基づいてその他の大工さん達が鋸や鑿のこぎり のみを使って刻んでいきます。

大工さんが木材を加工していく時、まず必要

な材料の中心となる位置を決定し「真墨しんすみ」を打ちます。「真墨」はいわゆる仕上げ材の中心線となる線で、この線を基準に材料の幅を決めたり仕口しぐちの位置や形状を決定し、加工をしていきます。これに対して建具職人さんは、部材の表となる面を決めて「勝手墨かってすみ」を打ちます。「勝手墨」とは材の内側面となる位置に表の面がわかるように描く印で、表の面を基準にして、材料の厚みや板決りいたじやく（板を嵌め込むための溝彫り）等を加工していきます。

文化財の修理を行っている時、大工さんの引いた「真墨」は建物の見えない部分などに残されていて見かけることがよくありますが、建具職人さんの引く「勝手墨」は、ほとんど見ることがありません。なぜなら、建具の場合、框かまちや棧さんなど部材のすべての面が化粧となる（仕上がったときに見える）ため、仕上げの直前に鉋で削ってしまうので、最終的に残ることはないのです。

クラーク記念館の保存修理で、木製扉の解体修理を行うこととなり、修理現場で職人さんに作業をしてもらうことになりました。当初の修理計画では、建設後110年あまりが経過し、これまで教室等の出入口として過酷な条件の下で使用されてきたにもかかわらず継手や仕口等の緩みは少なく、綿板わたいた（扉の中に嵌め込まれた板）や額縁の一部が破損した状態であったため、部分補修で行う予定でした。しかし、精査すると、

綿板や額縁等があらかじめ組み込まれている構造であることや、段数の多い繰り型細工など、非常に丁寧に製作された扉であることがわかったので、修理計画を変更し、一旦すべてを解体して当初の構造技法に基づいた形式で修理を行うことになりました。

実は、この建具に「勝手墨」が残されていたのです。建具構造が、框（建具の四周にある材）と綿板の間に額縁があり、框の側面が仕上げる必要がなかったことから、たまたま削り落とされずに「勝手墨」が残されていたのでした。長年建具の修理に携わってこられた職人さんにお聞きしても、「古い勝手墨を見るのはほとんどない。」とのことでした。また、この「勝手墨」は、関東と関西で描き方が異なるらしく、残されていた墨は関西流で、現代の職人さんが使う印と同じ描き方でした。

その他、今回の建具修理では、ほぼ同型式の扉4枚をそれぞれ解体していくと、柄ぼぞの作り方の違いや矧木はぎき（木と木を矧いで合わせる）工法の有無等、加工の仕方が少しずつ異なっていることがわかりました。これについて、工事に携わっていただいた建具職人さん達といろいろ検討した結果、当時、親方と弟子、さらにもう一人の合わせて3人の職人によって製作されたのであろうという結論になりました。

伝統技法で、師から弟子へ受け継がれていく技の中には、形として残らないものも多数あり、その伝承がいつから行われているのか職人さんでもわからないことが多いのですが、今回のように明治期の「勝手墨」が見つかったことは、技法等を調査する修理技術者の私たちだけでなく、職人さん達にとっても技術伝承が実感でき

た有意義な発見でした。

「構造補強」

近年、日本各地で地震が発生し、様々な建物で耐震対策が進められています。特に大規模な地震があると、その破損状況に応じて耐震補強のあり方等が再検討され、構造解析手法の技術開発や建築基準法の改正等まで実施されることもあります。重要文化財の場合、建築基準法の



同志社クラーク記念館全景



工事期間中の素屋根（まもなく取り払われる）

適用除外となっていますが、現行の基準に準じて文化財の価値を損なわないように配慮しながら、必要に応じて耐震対策が図られていきます。

明治27年（1894）に建設された同志社クラーク記念館は主要構造部が煉瓦積みであるので、保存修理に合わせて耐震対策を講じることとなり、修理設計時に耐震診断を行いました。この時の耐震解析では、煉瓦頂部や窓開口部の上部付近が構造的に耐力が不足しており、地震が起こった際には、この箇所に亀裂等がまず生じ、その後建物全体の破損に広がっていくであろうという結果が出ました。したがって、補強計画



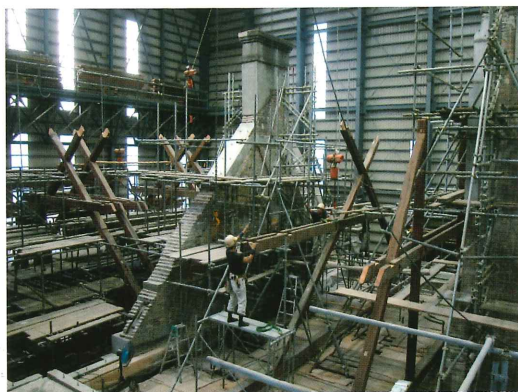
勝手墨が残されていた建具を修理する職人さん達



煉瓦壁頂部付近に挿入されていた鉄のプレート

では、煉瓦の頂部に鉄骨を張り付けて上部壁面の変形を抑え、さらに対面する煉瓦壁をトラス等で繋ぎ合わせて、いわば箱に蓋をするような考え方で構造体全体を安定させるとともに、開口部の上部には鉄プレート等を張り付け、面として一体化させる補強を施すこととなりました。

修理方針が決定して工事が着手され、建物を順次解体していき、補強で鉄骨を張り付けるために煉瓦頂部の一部を取り除いていくと、壁体の中に鉄のプレート（幅6cm、厚さ6mm）が埋め込んで敷き通されていました。今回の補強鉄骨より小さな部材ではありましたが、明治の建設当時、すでにこの部分に補強が施されてい



屋根の部分を解体して修理を行っている様子



今回新たに挿入した補強鉄骨材

たのでした。その他にも煉瓦壁と床組や小屋組との緊結等、構造補強対策が随所に見られました。この建物の設計者はドイツ人で、設計図も残されており、窓開口部の上に補強金物を挿入する旨の記載がある箇所もありますが、ドイツではそれほど地震等に対する対策は行われなようなので、おそらくは設計等に関与した日本人によって、このような補強工事が計画され施工されたであろうと推察されます。

外観からは全く想像もできませんでしたが、近代化されて間もない明治時代中期における建築構造の技術力の高さを知ることができました。

このように文化財建造物の保存修理現場では、先人のすばらしい技術や建物建設に傾けられた情熱が目当たりに見られ、今の私たちの知識や技術は、過去から引き継いで発展してきているんだということを改めて感じることができます。（京都府教育庁指導部文化財保護課文化財専門技術員）

保護財団の活動

役員の異動

新任者の就任並びに団体等の役員の交代に伴いまして、次の5名の方々が新しく役員に選任されました。

新任役員（敬称略・順不同）

常任理事	立石 義雄（京都商工会議所会頭）	評議員	田中 英之（京都市会文教委員長）
理事	内海 貴夫（京都市会議長）	〃	川口 文夫（社）中部経済連合会会長）
〃	宮本 徹（〃 副議長）		

平成19年度文化観光資源保護事業助成申請受付・文化財専門委員会を開催

今年度の文化観光資源保護事業に対する助成申請の受付を行いましたところ70件の申請がありました。内訳は、文化観光財の部には、熊野神社（京都市左京区）の本殿屋根葺替工事、西願寺（京都市左京区）の木造聖観音菩薩立像修理など11件、伝統行事・芸能の部には祇園祭の山鉾修理、大文字五山送り火火床整備事業など59件となっています。事務局において各申請事業の内容調査を行い、去る10月1日に、文化財専門委員会を開催し、助成対象選定の審議を行いました。今後、その内容をもとに理事会において助成金の交付を決定します。



熊野神社の本殿屋根葺替工事



西願寺の木造「聖観音菩薩立像」修理

‘08年版 京の文化財カレンダーを發行

‘08年版の当財団オリジナルカレンダーを發行します。今回は、従来の壁掛式カレンダーと新たに卓上用カレンダーも作成します。会員の皆様でご希望の方は、下記の要領でお申込下さい。

※特別会員の皆様も同様にお申込下さい。

■ 壁掛式カレンダー

テーマ『京都・文化財の邸宅』

◆掲載対象

- 1・2月 冷泉家住宅
- 3・4月 河原家住宅
- 5・6月 岩佐家住宅
- 7・8月 長江家住宅
- 9・10月 大丸ヴィラ
- 11・12月 旧上田恒次家住宅

◆規格

65×32cm (B3版変形) サイズ・8枚もの (表紙・解説含む)



■ 卓上用カレンダー

テーマ『京都の文化財と四季』

◆掲載対象

表紙 二条城／1月 俵屋旅館／2月 冷泉家住宅／3月 霊鑑寺書院／4月 雙ヶ岡／5月 藤森神社駄馬／6月 廣誠院庭園／7月 長江家住宅／8月 花脊松上げ／9月 深泥池／10月 八瀬赦免地踊／11月 立本寺庭園／12月 聖

アグネス教会聖堂／‘09年1月 無鄰庵庭園

◆規格

11.9×13.8cm (CDケース型) サイズ・15枚組 (表紙・次年1月・次年12月カレンダー含む)



卓上用
カレンダー

◆申込方法

お申込は、文化財カレンダー壁掛式又は卓上用のいずれかご希望を明記し、郵便番号、住所、氏名 (法人の場合は、法人名と代表名)、電話番号、会員番号 (当会報送付時の宛名ラベルに記載しています) を記入し、送料分 (壁掛式カレンダー290円、卓上用カレンダー180円) の切手を同封のうえ封書でお申込下さい。

◆申込期限 11月30日 (金) 必着

◆申込先 〒606-8342 京都会館内
(財)京都市文化観光資源保護財団
文化財カレンダー係 宛

※申込資格は、当財団会員に限ります。お申込は、法人・個人ともに1部とさせていただきます。カレンダーの発送は、11月下旬より順次送付します。

なお、会員以外の方や、会員で2部以上をご希望の方は、実費頒布 (壁掛式カレンダー1部1,300円税込・送料別290円/卓上用カレンダー1部500円税込・送料別180円) もしますので事務局までお申込み下さい。

文化財特別公開事業

■ 京の文化財探訪 尼門跡寺院「霊鑑寺」春の特別公開

京都市天然記念物の「日光椿」など約30種類の椿の咲く庭園や文化財建造物をご鑑賞していただきます。

◆日 時 3月29日 (土)～4月6日 (日)
午前10時～午後4時 (受付 午後3時30分まで)

◆参観料 500円 (中学生以上)



会員ご招待・優待事業

■ 第38回 京の郷土芸能まつり

一都の賑わい 祭り まつりー の鑑賞ご優待

京都の民俗芸能を舞台で紹介し「京の郷土芸能まつり」。今回は、「大集合!京都の六斎念仏」をテーマに、重要無形民俗文化財指定25周年を記念し京都市域に伝わる六斎念仏の中から10団体を一堂に会し、ご覧いただきます。会員の皆様には、一般料金1,700円 (座席指定) を1,300円 (1F・指定席) にてご優待いたします。(但し、お一人様2枚まで)



壬生六斎念仏

◆日時 2月24日 (日) 開演14:00

◆会場 京都会館第2ホール (京都市左京区岡崎)

◆出演六斎念仏

梅津、吉祥院、久世、小山郷、西方寺、嵯峨野、千本、中堂寺、壬生、上鳥羽橋上の10団体

■ 春の文化財特別公開「廣誠院」

明治期の優れた数寄屋建築の「書院」(京都市指定文化財) などと庭園 (同名勝) が融和した「廣誠院」(京都市中京区) の文化財特別公開にご招待します。



◆日時 3月1日 (土)～5日 (水)

午前10時～午後4時

(受付は午後3時30分まで)

◆定員 300名 (会員ご本人1名に限る)

※「廣誠院」の公開には、一般の方の参加も出来ませんが、事前申込と参加料 (一人 500円) が必要です。申込は、往復はがき、もしくは封書にて受け付けます。申込者の住所、氏名、電話番号、参加人数を記入の上、事務局までお申込下さい。(封書の場合、切手50円を同封下さい。) 参加料は、当日受付で徴収します。

■ 京の三大祭観覧ご招待「葵祭」

来年5月15日 (木) に行われます「葵祭」路頭の儀 (行列) の当財団観覧席 (京都御苑) に会員30名様をご招待します。

※ご招待は、来年行われます「葵祭」・「祇園祭」・「時代祭」のいずれか一つに限ります。複数のお申込みは、出来ません。なお、祇園祭・時代祭は、次号の会報でご案内いたします。

ご招待・優待事業申込方法

会員ご招待・優待事業をご希望の方は、当会報に同封しています申込用ハガキ又は、インターネットホームページの会員サイトからお申込下さい。

◆申込資格 会員ご本人様に限る

◆申込締切日 1月18日 (金) 必着

※優待事業「京の郷土芸能まつり」をお申込の方は、2月初旬にご案内はがきを送付させていただきます。

また、招待事業は、申込多数の場合、抽選とし、当選者の方のみ招待状を (「廣誠院」は2月初旬、「葵祭」は5月初旬頃) それぞれ送付させていただきますので、ご了承下さい。

助成文化財の紹介—表紙写真解説—

浄禅寺 木造「地蔵菩薩立像」
京都市南区上鳥羽岩ノ本町



浄禅寺



木造
地蔵菩薩立像

浄禅寺は、寿永元年（1182）文覚上人を開基として創建された浄土宗の寺院で、京都六地藏めぐりの一つとして毎年8月22・23日には、多くの参詣者で賑わい庶民信仰を集めています。

本像は、この六地藏尊の内の一軀で、「鳥羽地藏尊」とも呼ばれ親しまれています。調査などから室町時代の作といわれ、寄木造の極彩色を施した像高210cmの大型の仏像で、老朽化などにより彩色の下地が風化し、各所に剥落などによる損傷が著しいことから昨年度修復され、当財団も助成を行いました。

インターネットホームページ
<http://www.kyobunka.or.jp>

—京都 その文化遺産の保護と未来のために—



京都市域の文化財や観光資源などを取り上げ京都の魅力を発信しています。このたび活動の概要ページなどを一新し、活動内容を詳しく紹介しています。

又、会員サイトでは皆様からのお便りや情報交換、事業のお申し込みなどもしていただけますので、気軽にアクセスして下さい。

京都の文化遺産を守り伝えるために

—皆様の更なるご支援をお願いします—

当財団は、皆様からお寄せいただきます募金を基金として、京都の文化観光資源の保護事業に対する助成や普及啓発事業をおこなっています。今後とも活動を維持、発展させていくため、会員の皆様からの追加募金や、新規会員募集の呼びかけに一層のご支援、ご協力をお願いします。

※お知り合いの方で入会をご希望される方がおられましたら事務局までご連絡下さい。財団活動を紹介していますパンフレットをご送付致します。

お願い

寄付金にご協力をいただく際には、新しい納付書をご利用下さい。なお、納付書が必要な方は、送付いたしますので事務局までご連絡下さい。

編集後記



□本号では、連載の2回目として大場修京都府立大学教授から、近世初頭以前における京都の町家建築について、絵画史料から見た論考をいただきました。文中にもありますように京都を描いた屏風絵や絵巻などから、京町家の歴史の変遷を読み取ることが出来ます。

又、鶴岡典慶京都府文化財保護課文化財専門技術員から文化財建造物の保存修理について興味深いご寄稿をいただきました。ご一読いただいて、文化財建造物の保存修理について皆様のご理解を更に深めていただきご支援ご協力をお願い致します。

□事務局では、活動の充実発展のため新しい事業の取り組みを試みております。皆様からのご意見やご感想、ご希望などお待ちしておりますのでお寄せ下さい。今後の参考にさせていただきます。

会報 No.94

2007.11.1

会報題字／理事長 上山善紀
会報表紙／浄禅寺 木造地藏菩薩立像
撮影／神崎順一（写真家）
編集・発行／財団法人京都市文化観光資源保護財団
〒606-8342 京都市左京区岡崎最勝寺町13 京都館内
URL <http://www.kyobunka.or.jp>
TEL:075(752)0235 FAX:075(752)0236